

20 中山桜台1丁目地区地区計画

平成15年12月5日決定、平成24年6月27日変更

◆地区の概要

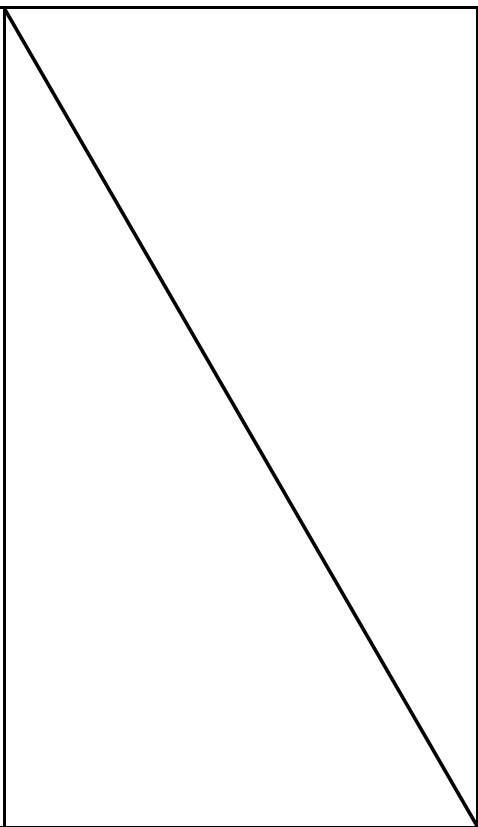
名 称	中山桜台1丁目地区地区計画
位 置	宝塚市中山桜台1丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約2.8ha

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	当地区は、長尾山系の南斜面に開発された大規模な計画的住宅地「中山台」の中央に位置し、民間の開発事業により計画的なまちづくりが進められてきたところである。この開発事業の施行による事業効果の維持・増進を図り、隣接する地域との調和を図りながら、緑豊かな良好な市街地を形成することを目標とする。
土地利用の方針	地区の特性に応じて、当地区を「独立住宅地区」及び「複合施設地区」の2地区に区分する。「独立住宅地区」については、良好な住環境の低層住宅地を形成し、「複合施設地区」については、老人ホーム等の福祉施設、店舗・事務所等の商業施設及び住宅など複合的な利用を促進することにより、「中山台」内における周辺住宅地等と調和した良好な街区の形成を図る。
建築物等の整備の方針	1 独立住宅地区 戸建専用住宅を中心とした閑静なゆとりのある住環境を形成するため、建築物の用途、建築物の敷地面積等に係る制限を行うとともに、各敷地の道路に面する部分の垣又はさくの構造を生垣等にすることで緑化を推進し、緑豊かな街並みの形成を図る。 2 複合施設地区 土地利用の方針に基づき、日照、通風、周辺住宅地等への影響に配慮し、建築物の用途、建築物の壁面の位置等に係る制限を行うとともに、敷地内の緑化を推進する。

◆地区整備計画

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約2.8ha	
建築物等に関する事項	地区の細区分の名称	独立住宅地区	複合施設地区
	地区の細区分の区域	計画図表示のとおり	
	地区の細区分の面積	約1.5ha	約1.3ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）を兼ねるもの (3) 別表第1に掲げる公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	

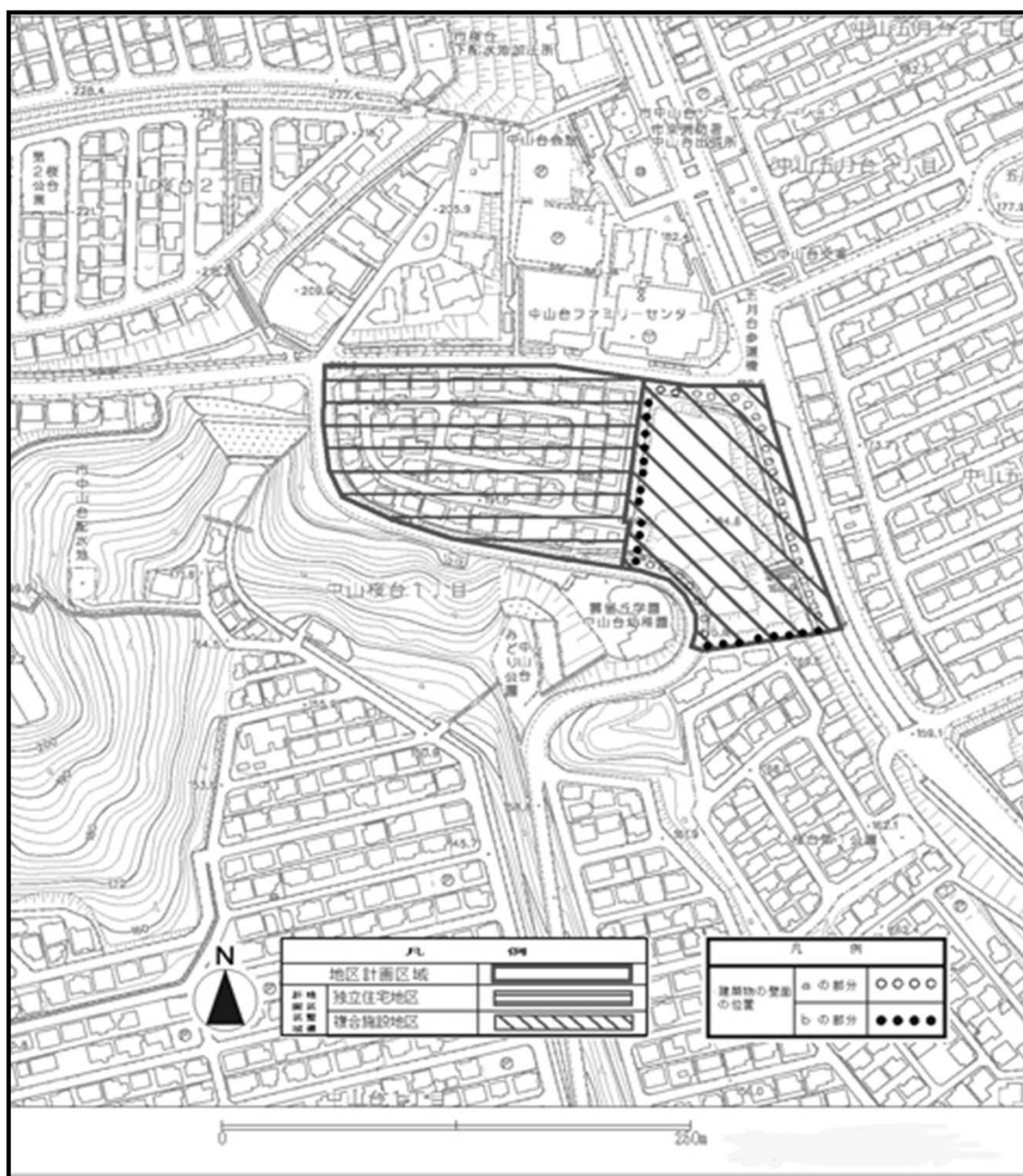
建築物等に関する事項	建築物の壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、計画図に表示する a の部分については、2 m 以上、b の部分については、次の建築物の高さに応じた値以上としなければならない。 (1) 高さ 10 m 以下の建築物の部分 3 m (2) 高さ 10 m を超え 15 m 以下の建築物の部分 6 m (3) 高さ 15 m を超える建築物の部分 10 m 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は適用しない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内であるもの
	建築物等の高さの最高限度	地盤面から建築物の最高部（突出部分を含む。）までの高さの最高限度は、9 m とする。	地盤面から建築物の最高部までの高さの最高限度は、20 m とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和した落ち着きのあるものとする。 2 敷地内の石積上からのほねだし等の構造物は造ってはならない。	1 建築物の屋根及び外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和した落ち着きのあるものとする。 2 敷地内の擁壁上からのほねだし等の構造物は造ってはならない。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、植栽を併設したへい又はフェンス等周辺環境と調和したものとする。	

別表第 1

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

- 1 巡査派出所
- 2 公衆電話所
- 3 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの
- 4 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの
- 5 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 6 路線バスの停留所の上家
- 7 次の（1）から（7）までの一に掲げる施設である建築物
 - (1) 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700㎡以内のもの
 - イ 電気通信交換所
 - ロ 電報業務取扱所
 - (2) 電気事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
 - イ 開閉所
 - ロ 変電所（電圧170,000ボルト未満で、かつ、容量900,000キロボルトアンペア未満のものに限る。）
 - (3) ガス事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物
 - イ バルブステーション
 - ロ ガバナーステーション
 - ハ 特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）
 - (4) 液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物（液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）
 - (5) 水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）である建築物
 - (6) 公共下水道の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
 - イ 合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。）
 - ロ 分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。）
 - (7) 都市高速鉄道の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物（イに掲げる施設である建築物にあっては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものに限る。）
 - イ 停車場又は停留場
 - ロ 開閉所
 - ハ 変電所（電圧120,000ボルト未満で、かつ、容量40,000キロボルトアンペア未満のものに限る。）

◆計画図



都市計画課

電話 0797-77-2088
FAX 0797-74-8997

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>
E-mail m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp



山麓部市街地地域の景観形成基準

景観形成基準【建築物の建築等】

屋根及び外壁の色彩

- 1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の4分の1以下の部分は除く）

	屋 根		外 壁	
色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)
N	8 程度		3～8.5	
R	6 程度	4		4 (*1)
YR		6		4 (*1)
Y		4		4
その他		2		2

(*1) 第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- 2 外壁色の明度は、できる限り6～8とする。
大きな壁面を有する建築物の外壁色の明度は、6～8を遵守する。

届出に係る取り扱いについて（中山桜台 1 丁目地区）

※基本的な取り扱いを示しており、敷地状況等によってはこの限りではありません。

下記ケースに該当しない場合は担当者と協議を行ってください。

なお、宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定されている事項については、建築基準法上の取り扱いが適用されます。

建築物の色彩に係る規制

【対象について】

- 対象は、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物における外壁部分及び屋根部分の全てです。

※ カーポートや駐輪場、物置等の小規模な建築物にも基準が適用されます。

- 以下の部分についても基準の対象となりますので、マンセル値をご確認ください。

「外壁部分」に含まれるもの（一例）

- ・バルコニー腰壁
- ・ルーバー
- ・車庫のシャッター
- ・カーポートや駐輪場の柱

「屋根部分」に含まれるもの（一例）

- ・陸屋根
- ・太陽光パネル
- ・カーポートや駐輪場の屋根

【数値基準について】

- 屋根及び外壁の色彩における「周辺環境と調和した落ち着いたもの」とは、景観計画における景観形成基準（【別紙】参照）に準ずるものとします。
- 立面図又はパース等に外壁部分及び屋根部分のマンセル値を全て記載してください。
- 同一建築物において複数の色彩を採用する場合については、立面図等への着色又はハッチ等の記載によって、各色彩の着色範囲を明示してください。

【色彩基準の適用除外】

- 木材やガラス、漆喰等の自然素材については、無着色のもののみ適用除外となります。
- 木調のプリントは適用除外となりませんので、マンセル値をご確認ください。
- 見付面積の 1/4 以内となる部分の算定について
 - ・見付面積の算定は合算ではなく、各壁面それぞれで 1/4 以内となるようにしてください。
 - ・ルーバー部分の見付面積は面として算定し、部材間についてもルーバーがあるものと見なします。

【大きな壁面を有する建築物について】

- 「大きな壁面を有する建築物」とは、長辺約 31m・短辺約 10mを超えるものを目安とします。

擁壁に係る規制

【規制されるはねだしの構造物について】

- 「敷地内の擁壁上からのはねだし等の構造物」とは、敷地内の擁壁面から突出するはねだし又は構造上の安全性若しくは周辺の擁壁との連続性を阻害する構造物を指します。
- 規制の対象となる構造物の例
 - ・ はねだしスラブ構造物（片持ち出しスラブ等）
 - ・ 車庫の壁
 - ・ 門柱（幅の合計が 3m 以下のものを除く）又はへい
 - ・ バルコニー など（※建築物の軒や庇については対象外）
- 既存擁壁の一部を撤去する際の小口部分についても、擁壁面から突出することがないようにし、「既存小口合わせ」とする旨を明記してください。

道路に面する垣又はさくに係る規制

【植栽を併設したへい又はフェンス等について】

- 「植栽を併設」とは、道路に面して中木（植栽時 2m 以上）を 2 本以上植栽することとしている。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
- 計画図には、樹木の種別（高木・中木等）又は高さを明記してください。